

Q 普通解雇とはどんな解雇なのですか。

A 解雇のうち、懲戒解雇以外の解雇を普通解雇といいます。

☆ 解雇というのは、使用者の通知によって、労働者との労働契約を一方的に終了させることをいいますが、普通解雇は、懲戒解雇以外の労働者の能力不足、協調性の欠如、勤務態度の不良、欠勤遅刻の過多、就業規則違反などを理由とする解雇を意味します。

Q 使用者が労働者を普通解雇しようとするときは、どのような手続要件が必要となるのでしょうか。

A 第1に、労働者に普通解雇の通知をすることが必要となります。

☆ 労働契約を終了させる意思表示を労働者に通知して知らせる必要がありますので、解雇通知書ないし解雇予告通知書を作成し、労働者に直接交付したり、郵送したりして通知することになります。

A 第2に、原則として30日前に解雇予告をするか30日分の解雇予告手当の支払いをすることが必要となります。

☆ 労働基準法第20条は、「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない」と規定しています。

い。」と規定しています。

普通解雇は、原則として30日前に予告して行うことが必要で、30日分以上の平均賃金を解雇予告手当として支払うことにより予告せずに解雇を言い渡す当日に即日解雇することも可能ということになります。

支払われた賃金の総額には、労働基準法第11条に定める賃金すなわち「賃金とは、給料、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」の全てが含まれます。家族手当と通勤手当は、時間外労働手当の基礎となる賃金から除外されていますが、平均賃金の場合には含めて計算することになります。

A 第3に、解雇が制限されている法律に違反しないことが必要となります。

☆ 労働基準法第19条により、次の時期における解雇は禁止されています。

労働者が労災による療養のために休業する期間及びその後30日間

労働者の産休中（産前6週間と産後8週間）と産休明け後30日間

この禁止期間における解雇は違法ということになり、解雇は無効とされます。

A 第4に、解雇が、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められることが必要となります。

☆ 労働契約法第16条は、「解雇は、客観的に合理的な理由を

欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と規定し、判例も「普通解雇事由がある場合においても、使用者は常に解雇しうるものではなく、当該事情のもとにおいて、解雇に処することが著しく不合理であり、社会通念上相当なものとして是認することができないときには、当該解雇の意思表示は、解雇権の濫用として無効になる。」と合理性・相当性の原則を明らかにしています。どのような場合であれば、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められることになるのかは、最終的には、裁判所の判断によることなのですが、単に解雇事由に該当するというだけでは認められず、使用者が十分な指導をしたが、改善の見込みがないといった場合でなければ、認められないというのが裁判所の通常の判断だということです。

裁判事情としては、解雇規制が厳しく、解雇権濫用の法理がきわめて厳格に運用されており、労働者に対して、使用者が繰り返し指導や教育訓練を行っても、配置転換を試みても、本人が反抗的な態度をとるなどして、改善する見込みがないと判断されて、解雇以外に取れる対応がないくらいの状況でないと基本的には解雇は認められていないという実情にあり、普通解雇をするに当たっては、このことに十分留意する必要があるということです。

関東法律事務所 弁護士 中山 徹

ころばぬ先の杖。何か気になったときは決定する「前」に、印鑑を押す「前」に、気楽にご相談下さい。

会員への無料法律相談（30分間）

お電話でご予約いただきご来所下さい。秘密は何人にも厳守します。

TEL 03-3341-4155 URL <http://www.bengoshi-kanto.com> 新宿区四谷 3-8-9 三井ビル 6F



パン発酵器

東京発明学校で開催されている「発明発表オーディション」は、複数の企業審査員の前で自分の発明を発表し、商品化を目指す企画です。この企画で発表された作品が商品化契約に至りました。

発明者は、大分県に住む猿渡史子さんです。猿渡さんは自宅でのレッスンや高校へ出向いて授業を行ったり、パン屋さんにレシピを提案したりするなど、パンの専門家として活躍しています。ここでは、商品化までの体験談をご紹介します。

●発酵器を考えたきっかけ

レッスンでパン作りを教えていたとき、生徒さんから「ここではうまく焼けるのにね～」という一言がありました。レッスンでは、「おいしいパン生地」の秘訣は、温度と湿度が重要！と教えており、上手に焼けるのですが、自宅に帰ると、それが再現できません。なぜなら、自宅には発酵器がないからだ気づきました。市場を調べてみましたが、どれも大きくて高価で、個人が気軽に購入できるものではありませんでした。

また、代替案として、発泡スチロールにお湯を張った容器を入れる方法や、電子オーブンレンジの発酵機能モードを使う方法などがありました。



使用状態



天面から4本の紐で宙づりされた棚板によって中段が構成されている

いくつか試してみましたが、うまくいく場合もあるものの、温度管理が難しく、過発酵や皮が硬くなる、イースト臭が強くなるなど、失敗することがありました。パンの本来の味を知っている猿渡さんは、もっと気軽に発酵できる方法を考え、発酵器の開発に着手しました。3度の改良を経て『まめとっぺんばこ』という商品名で販売開始するに至りました。

この発酵器の構造は、帆布でできた立方体で、1面に出し入れできる入口があり、中にはパイプフレームの骨組みが入っています。内部は2段構造で、天面と入り口には発酵具合を確認できる窓が付いています。使用しないときは折り畳むことができますが、このパイプフレームが重く、高価になっていました。

●テレビで見た発明発表オーディションに希望を託す
そんなある日、テレビで偶然放送されていた東京発明学校の「発明発表オーディション」を見て、即座に発明学会に入会を決め、大分から試作機を持参して企業審査員の前でこの発酵器を発表しました。

その時、企業審査員として参加していたのが、三陽プレジジョンの小島裕司社長でした。小島社長は、これまで会員のアイデアを採用してきた実績のある方です。小島社長は発表時の様子を次のように語ってくれました。「面白い発明だなと思ったと同時に、これを使いたいというお客様の顔が浮かびました。また、それを完全に使いこなせるプロフェッショナル（猿渡さん）がいるということ。このノウハウと道具がそろっていれば、これは売れると感じました」

そして、これまでの課題であった販売価格、重さ、薄さを次のように解決しました。材料にはプラスチック段ボールを使用しました。中空構造で、向かい合う側壁にそれぞれ折り曲げ用の溝を設けました。また、その背面と前面を板で閉じる構造です。2段構造にするための棚板は、向かい合う2辺に環状の紐が付いており、天面に外側から内側へ吊るされています。1本の紐にはナスカンが付いており、互いの紐を引っ張り、ナスカンで紐を引っ掛けると、棚板が宙づりの状態を維持できるようになっています。ナスカンを外せば、棚板が底面に下りる「エレベーター構造」としました。

●入会から11ヵ月で公開契約調印式へ

商品化契約を終えた猿渡さんは、「自分のアイデアが企業に採用されてとにかくうれしいです。まだ夢じゃないかと思っています。全国にはパン作りを教えている個人教室がたくさんあります。今は、それらの教室にどうやってこの商品をピーアールするか小島社長と考えています」と語り、猿渡さんのゴールはまだまだ先にあるようです。

商品化契約、おめでとうございます！

一般社団法人発明学会

発明・アイデアに関するご相談、ご質問がある方は、(一社)発明学会迄お問い合わせください。

毎週火、木、土曜日午後、無料相談を行っています。

問合せ先 (一社)発明学会 YH係 〒162-0055 東京都新宿区余丁町7-1

TEL 03-5366-8811(代) <http://www.hatsumei.or.jp>

津田梅子、生まれる

1864年12月31日（元治元年12月3日） 南町

2024（令和6）年7月3日、紙幣の改定により一万円札、五千円札、千円札が新しいデザインとなり発行されました。

新紙幣の肖像は一万円札には渋沢栄一、五千円札には津田梅子、千円札には北里柴三郎が採用されました。それぞれ、四谷牛込地区に所縁があります。

渋沢栄一（1840年3月16日〔天保11年2月13日〕～1931年〔昭和6年〕11月11日）は第一国立銀行（現・みずほ銀行）や東京商工会議所（現・東京商工会議所）、東京証券取引所といった多種多様な会社や経済団体の設立・経営に関わり「日本資本主義の父」ともいわれています。また、多くの事業にも携わり、新宿区霞ヶ丘町と港区北青山にまたがる明治神宮外苑は、渋沢栄一らの尽力により、今から約100年前に造営されたものです。

北里柴三郎（1853年1月29日〔嘉永5年12月20日〕～昭和6年〔1931年〕6月13日）は微生物学者、教育者であり「近代日本医学の父」として知られ、第1回ノーベル生理学・医学賞の候補にも選ばれています。

研究所、病院の創立、運営に関わり北里大学学祖であり、新宿区信濃町にある慶應義塾大学医学部、慶應義塾大学病院では慶應義塾大学部医学科学長（1920年から慶應義塾大学医学部初代学部長）、慶應義塾大学病院初代院長などを務めています。

津田梅子（1864年12月31日〔元治元年12月3日〕～1929年〔昭和4年〕8月16日）は、江戸の牛込南御徒町（現在の東京都新宿区南町）に生まれました。

父である津田仙は江戸幕府に出仕して外国奉行支配通弁（通訳官）を務め、幕府使節の随

員として福沢諭吉らと共に渡米するなどしました。その後、1871（明治4）年に開拓使嘱託となり、開拓使による女子留學生のアメリカ派遣事業に梅子を応募させ、最年少官費女子留學生（当時6歳）として他の4人とともに1871年12月岩倉使節団に随行し日本を出発しました。梅子は1882（明治15）年11月に帰国しましたが、その時には日本語を完全に忘れていたそうです。

1885（明治18）年に学習院から独立して設立された華族女学校（四谷尾張町）で英語教師となり、その後1889（明治22）年に再び渡米し生物学を学び、論文も発表しました。



開校、華族平民の別なき女子教育を志向して一般女子の教育を始めた。塾は、1931（昭和6）年に小平キャンパスに移転し、梅子の死去から4年が過ぎた1933（昭和8）年に梅子を記念して校名を「津田英学塾」に改め、戦後の学制改革を経て「津田塾大学」となり、梅子の女子教育への思いを今に継承しています。

発行に際し新五千円札の2号券「AA000002A」が日本銀行から新宿区に寄贈され、区役所第1分庁舎・新宿歴史博物館で公開されました。



写真：p22 右上は明治神宮外苑絵画館周辺。右下は信濃町の慶應義塾大学病院周辺。左上は牛込中央通りから入った南町周辺。左下は戸山にある現在の学習院女子部周辺。p23 上は令和5年に四谷法人会青年部会が新紙幣をテーマに製作し、四谷・牛込地区内の小中学校に配布された租税教育用下敷。下は新宿歴史博物館での新五千円札2号券特別展示。新宿歴史博物館では喜久井町出生の夏目石の肖像が描かれている千円札（1984年発行）と一緒に展示された。





「名所江戸百景 玉川堤の花」歌川広重 安政3年（1856）



現在の玉川上水羽村取水口付近



主 催：公益財団法人新宿未来創造財団
共 催：新宿区、新宿区教育委員会

新宿区立
新宿歴史博物館
Shinjuku Historical Museum
Tel.03-3359-2131 / Fax.03-3359-5036
指定管理者：公益財団法人新宿未来創造財団

<https://www.regasu-shinjuku.or.jp/rekihaku/>
JR・東京メトロ丸ノ内線・南北線「四ツ谷」駅下車 徒歩10分
東京メトロ丸ノ内線「四谷三丁目」駅下車 徒歩 8分
都営地下鉄新宿線「曙橋」駅下車 徒歩 8分

新宿歴史博物館

令和六年度 特別展

The waterworks of Edo Tamagawa Josui
(Tamagawa water supply)

江戸の水道

玉川上水

2024年

10/5(土) ~ 12/1(日)

新宿区立新宿歴史博物館
地下1階 企画展示室

開館時間

午前9時30分～午後5時30分
(入館は午後5時まで)

休館日

10月15日(火)・28日(月)、
11月11日(月)・25日(月)

観覧料

一般300円(常設展とのセット券は500円)、
中学生以下無料

